下請代金支払遅延等防止法

1 法律の概要

● 目　的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

● **親事業者、下請事業者の定義**（第2条第1項～第8項）

a. 物品の製造・修理委託、プログラム、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理

親事業者		下請事業者
資本金3億円超	→	資本金3億円以下（個人を含む）
資本金1千万円超3億円以下	→	資本金1千万円以下（個人を含む）

b. 情報成果物作成（プログラムを除く）・役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く）

親事業者		下請事業者
資本金5千万円超	→	資本金5千万円以下（個人を含む）
資本金1千万円超5千万円以下	→	資本金1千万円以下（個人を含む）

● **親事業者の義務**（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）並びに調査権（第9条）及び勧告等（第7条）

a. 義務

（ア）書面の交付義務（第3条）
（イ）書類の作成・保存義務（第5条）

（ウ）下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
（エ）遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止行為

（ア）受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
（イ）下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
（ウ）下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
（エ）返品の禁止（第4条第1項第4号）
（オ）買いたたきの禁止（第4条第1項第5号）
（カ）購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
（キ）報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
（ク）有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
（ケ）割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
（コ）不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
（サ）不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

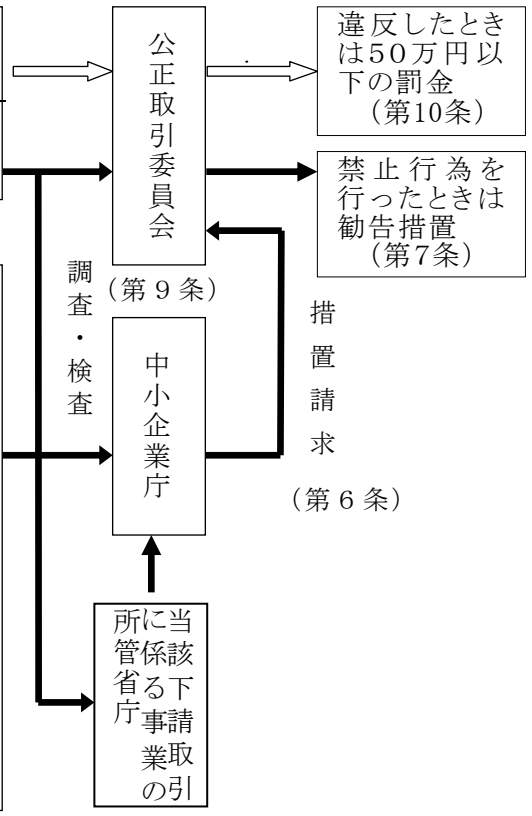

（１）下請代金支払遅延等防止法（下請代金法）の適用範囲（第２条）

ア　親事業者・下請事業者の定義（第７項及び第８項）

下請代金法は、適用の対象となる下請取引の範囲を①取引当事者の資本金（又は出資金の総額。以下同じ。）の区分と②取引の内容（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託）の両面から定めており、この二つの条件が重なった取引に下請代金法が適用される。

● 規制対象の内容を図示すると次のようになる。

親事業者と下請事業者の範囲

a・ 物品の製造委託・修理委託
- プログラムに係る情報成果物作成委託
- 運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係る役務提供委託

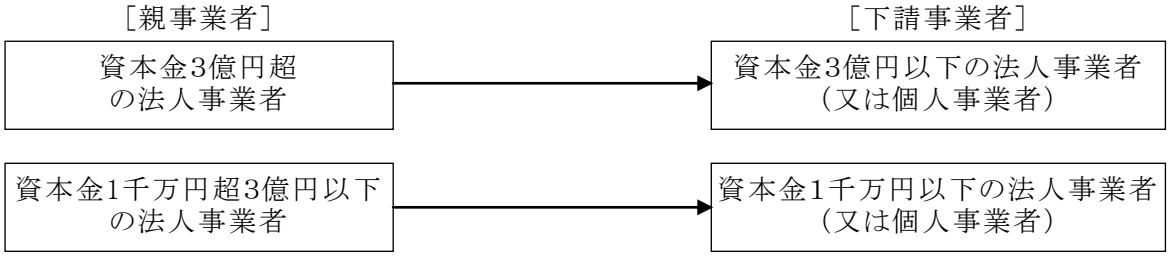

b・ 情報成果物作成委託（プログラムに係るものを除く。）
- 役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く。）

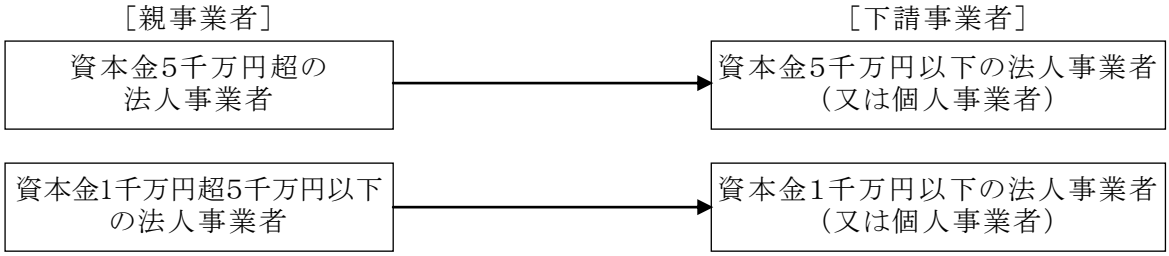

イ　製造委託（第２条第１項）

「製造委託」とは、事業者（製造業者のほか商社や百貨店などの販売事業者も含まれる。）が他の事業者に物品（その半製品、部品、附属品、原材料及びこれらの製造に用いる金型を含む。）の規格・品質・性能・形状・デザイン・ブランドなどを指定して製造（加工を含む。）を依頼することをいう。

（類型1）物品の販売を行っている事業者が、その物品の製造を他の事業者に委託する場合

例えば、製品、中間製品、特注材料等の製造・加工外注、製造工程中の検査・運搬等の作業外注などがこれに当たる。

なお、販売する物品の部品等の製造に必要な金型もこれに当たる。

また、販売する物品の附属品（取扱説明書・保証書、容器、包装材料、ラベルなど）の製造を委託する場合もこの類型に含まれる。

（類型2）物品の製造を請け負っている事業者が、その物品の製造を他の事業者に委託する場合

例えば、受注生産しているもの製品の製造の全部又は一部を他の事業者に委託する場合がこれに当たる。

（類型3）物品の修理を行っている事業者が、その物品の修理に必要な部品又は原材料の製造を他の事業者に委託する場合

例えば、自社で修理している機械の修理に必要な特殊部品の製造又は加工を他の事業者に委託する場合がこれに当たる。

（類型4）自家使用又は自家消費する物品を社内で製造している事業者が、その物品の製造を他の事業者に委託する場合

例えば、自社の工場で使用する工具又は設備・機械類を自家製造している場合、そのもの又は一部の製造を他の事業者に委託する場合がこれに当たる。

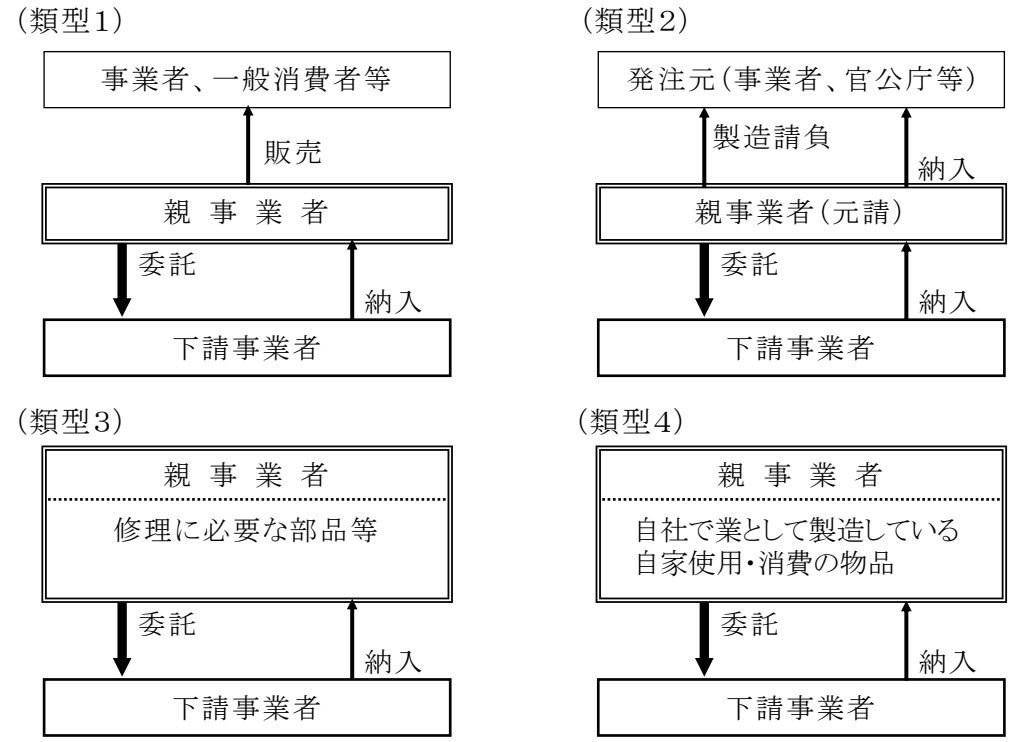

※ 太線矢印部分の取引が下請代金法の対象となる。

ウ 修理委託

「修理委託」とは、物品の修理を行う事業者が、その修理を他の事業者に委託すること及びその使用する物品を自家修理している場合、その修理の一部を他の事業者に依頼することをいう。

（類型1） 物品の修理を請け負っている事業者が、その修理行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合

例えば、自動車修理業者が請け負った自動車の修理を他の事業者に委託する場合がこれに当たる。

（類型2） 自家使用する物品を自家修理している事業者が、その物品の修理行為の一部を他の事業者に委託する場合

例えば、自社の工場で使用している機械類や、設備機械に付属する配線・配管などの修理を社内でも行っている場合であって、その修理の一部を他の事業者に委託する場合がこれに当たる。

（類型１）

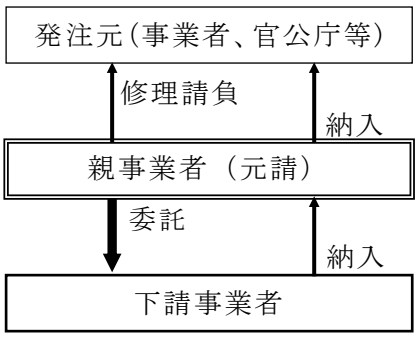

（類型２）

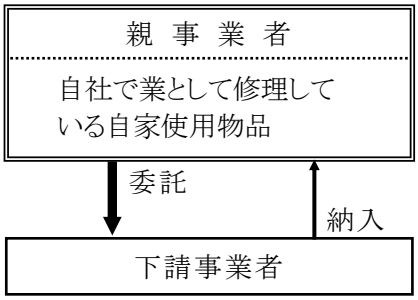

※ 太線矢印部分の取引が下請代金法の対象となる。

エ 情報成果物作成委託（第２条第３項）

「情報成果物作成委託」とは、事業者が、業として行う他者の使用する情報成果物の作成及び自社で業として作成している自家使用の情報成果物の作成を他の事業者に委託することをいう。

「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。

① プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたもの）

例 ： テレビゲームソフト、会計ソフト、家電製品の制御プログラム、顧客管理システム

② 映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの

例 ： テレビ番組、テレビCM、ラジオ番組、映画、アニメーション

③ 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

例 ： 設計図、ポスターのデザイン、商品・容器のデザイン、コンサルティングレポート、雑誌広告

（類型1） 情報成果物を業として提供している事業者が、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合

例えば、ソフトフェア開発業者が、消費者に販売するゲームソフトのプログラムの作成を他の事業者に委託する場合がこれに当たる。

（類型2） 情報成果物の作成を業として請け負っている事業者が、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合

例えば、広告会社が、作成を請け負ったポスターデザインの一部の作成を他の事業者に委託する場合がこれに当たる。

（類型3） 自らが使用する情報成果物の作成を業として行っている場合に、その作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合

例えば、事務用ソフトフェア開発業者が、自社で使用する会計用ソフトフェアの一部の開発を、他の事業者に委託する場合がこれに当たる。

（類型１）

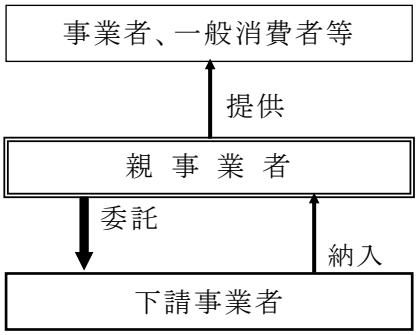

（類型２）

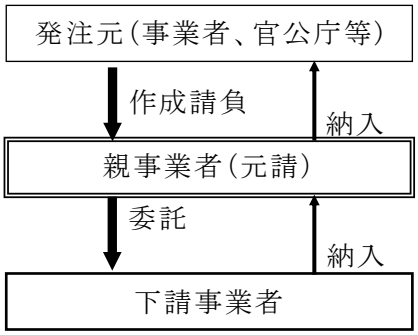

（類型３）

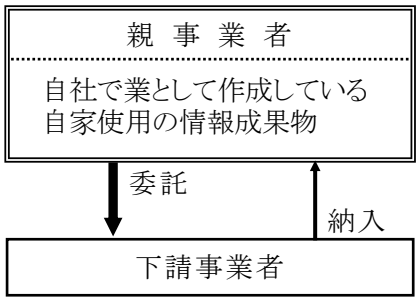

※ 太線矢印部分の取引が下請代金法の対象となる。

オ　役務提供委託

「役務提供委託」とは、事業者が、業として行う他者に提供するための役務の提供を他の事業者に委託する場合をいう。

（類型）　他者の使用する役務を業として提供している事業者が、その提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合

例えば、ビルメンテナンス業者が、請け負ったメンテナンスの一部であるビルの清掃を、他の事業者に委託する場合がこれに当たる。

（類型）

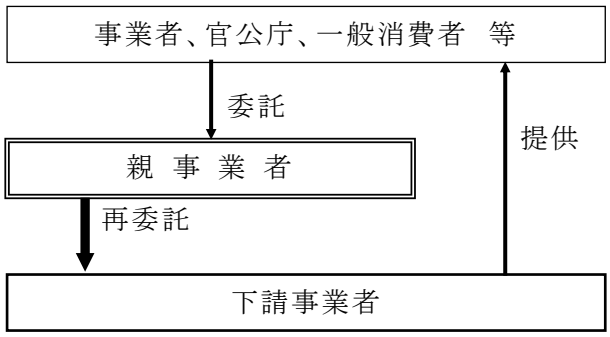

※　太線矢印部分の取引が下請代金法の対象となる。

(2)親事業者の義務

ア　書面交付の交付義務(第3条)

(ア) 原則的な書面交付の方法

> 親事業者は、発注に際して下記の具体的記載事項をすべて記載している書面を直ちに下請事業者に交付する義務がある。

● 具体的記載事項

1. 親事業者及び下請事業者の名称(番号、記号等による記載も可)
2. 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
3. 下請事業者の給付の内容
4. 下請事業者の給付を受領する期日(役務提供委託の場合は、役務が提供される期日又は期間)
5. 下請事業者の給付を受領する場所
6. 下請事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日
7. 下請代金の額(算定方法による記載も可)
8. 下請代金の支払期日
9. 手形を交付する場合は、その手形の金額(支払比率でも可)と手形の満期
10. 一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日
11. 電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日
12. 原材料等を有償支給する場合は、その品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日、決済方法

(イ) 例外的な書面の交付方法

> 発注書面の具体的記載事項のうち、その内容が定められないことにつき正当な理由がある事項がある場合は、当該事項を記載せずに下請事業者に書面を交付することが認められる。ただし、記載しなかった事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を交付する義務がある。

イ　支払期日を定める義務(第2条の2)

> 親事業者は、下請事業者との合意の下に下請代金の支払期日を物品等を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者が役務の提供をした日)から起算して60日以内のできる限り短い期間内で定める義務がある。

ウ　書類の作成・保存義務（第５条）

親事業者は、下請事業者に対し製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした場合は給付の内容、下請代金の額等について記載した書類を作成し2年間保存する義務がある。

エ　遅延利息の支払義務（第４条の２）

親事業者は、下請代金をその支払期日までに支払わなかったときは、下請事業者に対し、物品等を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者が役務の提供をした日）から起算して60日を経過した日から実際に支払をする日までの期間について、その日数に応じ当該未払金額に年率14．6％を乗じた額の遅延利息を支払う義務がある。

（３）親事業者の禁止事項

下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護のため、親事業者には次の11項目の禁止事項が課せられている。たとえ、下請事業者の了解を得ていても、また、親事業者に違法性の意識がなくても、これらの規定に触れるときには、下請代金法に違反することになるので十分注意が必要である。

禁　止　事　項	概　　要
ア　受領拒否の禁止 （第４条第１項第１号）	注文した物品等の受領を拒むこと
イ　下請代金の支払遅延の禁止 （第４条第１項第２号）	下請代金を受領後60日以内に定められた支払期日までに支払わないこと
ウ　下請代金の減額の禁止 （第４条第１項第３号）	あらかじめ定めた下請代金を減額すること
エ　返品の禁止 （第４条第１項第４号）	受け取った物を返品すること
オ　買いたたきの禁止 （第４条第１項第５号）	類似品等の価格又は市価に比べて著しく低い下請代金を不当に定めること
カ　購入・利用強制の禁止 （第４条第１項第６号）	親事業者が指定する物・役務を強制的に購入・利用させること
キ　報復措置の禁止 （第4条第1項第7号）	下請事業者が親事業者の不公正な行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由としてその下請事業者に対して、取引数量の削減・取引停止等の不利益な取扱いをすること
ク　有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止 （第４条第２項第１号）	有償で支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に相殺したり支払わせたりすること

ケ　割引困難な手形の交付の禁止 （第4条第2項第2号）	一般の金融機関で割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること
コ　不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）	下請事業者から金銭、労務の提供等をさせること
サ　不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止 （第4条第2項第4号）	費用を負担せずに注文内容を変更し、又は受領後にやり直しをさせること

ア　受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）

親事業者が下請事業者に対して委託した給付の目的物について、下請事業者が納入してきた場合、親事業者は下請事業者に責任がないのに受領を拒むと下請代金法違反となる。

イ　下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）

親事業者は物品等を受領した日（役務提供委託の場合は、役務が提供された日）から起算して60日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わないと下請代金法違反となる。

ウ　下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）

親事業者は、下請事業者の責任がないのに、発注時に決定した下請代金を発注後に減額すると下請代金法違反となる。

エ　返品の禁止（第4条第1項第4号）

親事業者は下請事業者から納入された物品等を受領した後に、その物品等に瑕疵があるなど明らかに下請事業者に責任がある場合において、受領後速やかに不良品を返品するのは問題ないが、それ以外の場合に受領後に返品すると下請代金法違反となる。

オ　買いたたきの禁止（第4条第1項第5号）

親事業者が発注に際して下請代金を決定するときに、発注した内容と同種又は類似の給付の内容（又は役務の提供）に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めることは「買いたたき」として下請代金法違反になる。

カ　購入・利用強制の禁止（第４条第１項第６号）

親事業者が、下請事業者に注文した給付の内容を維持するためなどの正当な理由がないのに、親事業者の指定する製品（含自社製品）・原材料等を強制的に下請事業者に購入させたり、サービス等を強制的に下請事業者に利用させて対価を支払わせると購入・利用強制となり、下請代金法違反となる。

キ　報復措置の禁止（第４条第１項第７号）

親事業者が、下請事業者が親事業者の本下請代金法違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、その下請事業者に対して取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取扱いをすると本下請代金法違反となる。

ク　有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第４条第２項第１号）

親事業者が下請事業者の給付に必要な半製品、部品、付属品又は原材料を有償で支給している場合に、下請事業者の責任がないのにこの有償支給原材料等を用いて製造、又は情報成果物の作成をした目的物の下請代金の支払期日より早い時期に当該原材料等の対価を下請事業者に支払わせたり下請代金から控除（相殺）すると下請代金法違反となる。

ケ　割引困難な手形の交付の禁止（第４条第２項第２号）

親事業者は下請事業者に対して下請代金を手形で支払う場合、一般の金融機関で割り引くことが困難な手形を交付すると下請代金法違反となる。

コ　不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第４条第２項第３号）

親事業者が、下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害すると下請代金法違反となる。

サ　不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（第４条第２項第４号）

親事業者が下請事業者に責任がないのに、発注の取消若しくは発注内容の変更を行い、又は受領後にやり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害すると下請代金法違反となる。